

所管部課名	林務水産課		担当者	下八尻 大策				
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、水産物消費拡大事業補助金交付要領							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
令和元年度 予算額	2,600 千円	国県支出金 千円	一般財源 2,600 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	開催報告書（事業開催回数及び来場者数）		14回 5,000人	令和6年度				
成果指標②	川内とれたて市場鮮魚入荷額		40,000千円	令和6年度				
補助対象者	川内・甌とれたて市実行委員会							
補助対象経費	川内・甌近海で漁獲される水産物の拡販宣伝にかかる経費							
補助対象事業・活動の内容	川内・甌近海で漁獲される魚介類を広く市内外に周知すること、地産地消及び魚食普及に努め水産物の振興を図る。							
補助金額又は補助率	☐ 分類 ☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 予算で定める額							
上記項目の積算方法	2,600,000円							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年間の決算状況	収入	自己資金	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		会費収入	3,337,279	40.6%	400,000	12.8%	400,000	12.4%
		事業収入	400,000	4.9%	400,000	12.8%	400,000	12.4%
		寄付金・その他助成	2,937,279	35.7%		0.0%		0.0%
		市補助金		0.0%		0.0%		0.0%
		預金利息	3,000,000	36.5%	2,600,000	83.1%	2,600,000	80.6%
		（前年度繰越金）	315	0.0%	14	0.0%	16	0.0%
	支出	計	1,879,010	22.9%	128,292	4.1%	226,895	7.0%
		事業費	8,216,604	100.0%	3,128,306	100.0%	3,226,911	100.0%
		人件費	7,277,692	88.6%	2,563,911	82.0%	2,849,376	88.3%
		その他事務費	810,620	9.9%	337,500	10.8%	352,500	10.9%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	128,292	1.6%	226,895	7.3%	25,035	0.8%
		支出計/前年度支出計	8,216,604	100.0%	3,128,306	100.0%	3,226,911	100.0%
	自己資金/前年度自己資金				38.1%		103.2%	
翌年度繰越金/市補助金		4.3%		12.0%		100.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		10回 3,800人		12回 6,900人		12回 7,600人		
成果指標の推移②		16,628千円		33,193千円		35,540千円		
特記すべき事項等	【前回評価】	平成28年度「見直しの上で継続：縮小」 ・業務内容の改善や自主運営の努力により自己資本の比率を高め、廃止を見据えた補助金の削減を行なう必要がある。 ・魚食普及について、既存の慣例にとらわれず、消費者などを含めた幅広い議論により、有効な手立てを検討されたい。						
	【前回評価への回答】	川内とれたて市場が整備されたことに伴い水産物の地元消費拡大は周年ペースの取り組みが出来るようになった。 ・今後は、川内市漁協、甌島漁協が消費者に向けた事業展開が期待されるところである。 ・活動の内容を判断しつつ事業規模を判断したい。（今年度改善点） 平成28年度から現在の事業内容へ見直したことから、来場者数、水産物流通が増加しており、取り組み内容は現状のままの実施を計画しているが、今後事業規模を徐々に縮小して行きたい。						
	【事業のPR方法】	水産物の魚食普及活動について、新聞折込やFMさつまさんだ、防災無線などにより広報活動を行っている。また、山間部での鮮魚販売所を増やすことで甌島産の水産物が消費者の口コミで広がっている。						
	【補助事業以外の事業】	「薩摩川内・こしきお魚まつり」は、平成24年度で終了した。						
【その他】	当該補助事業は、平成28年11月から始まり、現在、3年目であるが、1年に1、2回実施していた水産物販売イベントや川内市漁協で実施していた月1回の水産物の直売で、消費者から甌島、川内産の水産物を薩摩川内市内へ流通して欲しいと要望が多かったことから、水産物直売所（川内とれたて市場）の整備に伴い川内市漁協と甌島漁協が連携し、川内、東郷、樋脇、入来、祁答院方面や近隣市町村へ新鮮で安価な水産物を流通させている。 川内市漁協と甌島漁協の一体感が醸成され、本市水産物振興の一翼をになっている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内市漁業協同組合及び甑島漁業協同組合で実行委員会等を立ち上げ、市民等に向け魚食普及活動を実施することで、地元で獲れた魚介類の販売促進に繋がり、また、川内、東郷、樋脇、入来、祁答院方面への地産地消に繋がるなど、健康に良い食材の提供に努めている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	本市の川内産、甑島産の水産物について、川内、東郷、樋脇、入来、祁答院方面への流通が思うように進展していないことから、新鮮で安価な水産物のPRを行うため魚食普及の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	魚食普及活動により、安全安心な水産物のイメージを持ていただくことで、健康に良い食材の提供を構築し、市民の要望に答えて行きたい。また、水産物の直売所を利用する市民等が増えていることから、その目標・成果の達成に向けて適切な効果が上がっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	川内・甑島産の水産物を取扱う漁協の実施が妥当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地元で獲れた水産物の地産地消や魚離れを防ぐための取り組みであり、その一環として行なう魚食普及活動等については、外の政策手段が無いことから妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	地元で獲れた水産物の地産地消や魚離れを防ぐための取り組みであり、水産振興での役割は十分期待できることから妥当な支援と考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 ■見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 ■縮小 □休止・廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 ・魚食普及や地産地消等を考慮すると当面の継続は必要と考え、川内市漁協、甑島漁協の一体的な水産振興及び本市の産業振興発展の観点から見ても重要と考えている。また、安定的な漁業経営にも繋がっている。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 ・当面は、水産物の直売所を中心とした地産地消や魚食普及を行い水産物の安定的な流通体系を各漁協へ指導し定着させたい。		〈まとめ〉

水産物消費拡大事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる水産物消費拡大事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 水産物消費拡大事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内・こしきお魚まつり実行委員会及び川内・甑とれたて市実行委員会とする。
- (2) 事業計画の内容が薩摩川内市の魚介類を広く市内外に周知することと、地産地消及び漁業の振興を図り、市産業の振興と発展に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 水産物消費拡大事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 水産物消費拡大事業補助金は、次に掲げる水産物の消費拡大に必要と認められる経費について交付する。

- (1) 拡販宣伝費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 水産物消費拡大事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 水産物消費拡大事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 水産物消費拡大事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に水産物消費拡大事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 水産物消費拡大事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 水産物消費拡大事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 開催報告書
- (2) 収支決算書

(補助事業者等の責務)

第9条 水産物消費拡大事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 水産物消費拡大事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。